2024.3.2

境界問題相談センターみえの活用について
～土地家屋調査士の未来のためにⅡ～

境界問題相談センターみえ
副センター長　古尾圭一

＜センター設立の経緯・現状から今後の活用について＞

１　ＡＤＲセンターとは

ＡＤＲとは Alternative（代替） Dispute（紛争） Resolution（解決）の略
日本では「裁判外紛争解決手続」と訳される。

２　そもそもなぜＡＤＲセンターを設置する必要があったのか？

土地家屋調査士法第３条　→平成 17 年 4 月 13 日に土地家屋調査士法改正により新たな業務が追加された。

認定土地家屋調査士とは土地家屋調査士法第３条第２項第２号により認定。

３　境界問題相談センターみえについて

平成２５年６月２８日付法務省告示第２３７号
（土地家屋調査士法第３条第１項第７号の団体として指定）

全国５０単位会中５０番目の設立

（１）センターの運営に必要な組織について

運営委員とは・・・三重県土地家屋調査士会「境界問題相談センターみえ」規則（以下「センター規則」という）第５条～第１０条
センター相談員・センター調停員とは・・・センター規則第１１条
調査・測量又は鑑定実施員とは・・・センター規則第１２条

（２）センターみえの調停等手続きについて

相談前置主義
相談は調査士相談員１名＋弁護士相談員１名で実施。
調停は調査士調停員２名＋弁護士調停員１名で実施。

４　全国のセンターの状況はどうなっているか？

２６センターが認証を受けている。

全国のセンターが運営に苦慮している。（一番の理由は会員の意識の低さ。）

全国のセンターの実績をとりまとめた「運営報告書」及び担当者会同の議事録は日調連→会員の広場→ADR センターのウェブサイトに掲載。

５　当会の今年度事業計画について

境界問題相談センターみえの活用についての研究

６　連合会としての考え方～境界紛争ゼロ宣言を掲げて～

（１）認証取得の推進

指定と認証の違い「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」平成 19 年 4.月 1 日施行（平成 16 年公布）

【「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR 法）では、法令で定める基準・要件を満たしている ADR 手続実施者を法務大臣が認証し、時効中断効等の法的効果の付与や、弁護士法第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の特例を認めるなど、利便性の向上を図っています。全国の土地家屋調査士会では、この認証に向けて準備・検討を行い、各地の境界問題相談センターが続々と認証を受けており、日本土地家屋調査士会連合会も支援しています。境界問題相談センターは、メディエーションによる「人に優しい解決」と認証を受けることによる「手続きの厳格性」により、安心して境界紛争を解決できる環境づくりに努めています。】と連合会は言っている。

※mediation＝調停。仲裁。仲介。

また、令和 5 年 4 月 28 日に改正された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆる「新 ADR 法」）により、認証事業者は法律上、特定和解が成立すれば、それに基づき強制執行ができるものとしてみなされるようになった。→新 ADR 法施行までに変更申出（概ね施行 2 週間以内まで）又は変更認証申請等の対応が求められている。

実際認証取得に向けたバックアップをしているが、本当に認証取得は必要なのか？

※指定だけでも認定土地家屋調査士は活躍できる。

（２）いわゆる「解決手続きの特例」について

当事者同士の合意形成がほぼなされているケースにおいて、センターを積極

的に活用していただきたいとの考えから、「解決手続きの特例」として当事者の申し立てにより、センターで和解契約書を作成し、和解を成立させることを想定した規則の変更案を提案している。

（３）遠隔地調停等（ODR）への対応
・境界問題解決支援センターやまぐち
・境界問題相談センターみえ
・みやぎ境界紛争解決支援センター
・境界問題相談センターちば
・あおもり境界問題相談センター

（４）認定土地家屋調査士制度について
「隣接法律専門職」
・認定土地家屋調査士は本当に必要か？

７　土地家屋調査士のための境界問題相談センターへ

（１）これまでのセンターの考え方について
・認定土地家屋調査士の受け皿として設立をしたが、実際には土地家屋調査士が関与しない案件が大半を占めている。
・社会貢献活動と割り切るには負担が大きすぎる。

（２）土地家屋調査士による積極的な利用を！！
・立会い拒否者への対応。
・越境物に関する紛争への対応。

（３）さいごに
ＡＤＲが関係ないと思っていたら大きな間違い。
みんなで、よりよい社会のために専門家として未来を考えていきましょう。